

第83回関西広域連合委員会

日時：平成29年8月3日（木）

午前11時02分～午前11時57分

場所：大阪国際会議場12階 1202会議室

開会 午前11時02分

○広域連合長（井戸敏三） お待たせしました。第83回関西広域連合委員会を始めさせていただきます。

まず最初に、山田委員のほうから、関空ーシドニー直行便が就航することが決まりましたのでご報告をいただきたいと思います。

○委員（山田啓二） 今日は最初にうれしい報告をさせていただきたいと思います。

ことし4月に、私ども関西からデレゲーションをオーストラリア・クイーンズランド・シドニーのほうに送って、そこでプロモーション活動を展開してまいりましたけれども、その中で、行って見て改めて関西とオーストラリア間のアクセスが非常に悪いということを実感し、これを何とかしなければいけないということで当日もカンタス航空に行きまして、ぜひとも関空ーシドニーの直行便をつくっていただきたいというお話をさせていただきました。

そのときの返答としましては、今、カンタス航空では3つの候補があり、日本、インド、ドバイで検討しているという話でありましたので、すぐに連合長に諮りまして、ニューサウスウェールズ州の知事への要請文を送り、カンタス航空に対しまして積極的にアプローチをかけてまいりました。その結果、今回、12月14日、関空ーシドニー便の就航が決定をしたところでありまして、大変良い結果になったと思っております。

ただ、この便は一応2018年3月24日までの季節運航という形になっておりまして、いわばトライアルフライトの形になっておりますので、ぜひとも関西広域連合で力を合わせて、これが定期便になるようにお力添えをいただきたいと思います。その点、関西広域連合としても、この便が非常ににぎわうようにプロモーション活動をさらに

展開をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。就航してもらっても続けてもらわないといけませんから、どんな努力ができるのかも含めてしっかり応援していきたいと思っております。皆さんにもご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

最初は、KANSAI 統合型リゾート研究会の中間報告と国への提言案についてであります。これは京都のほうからご報告させていただきます。

○事務局 KANSAI 統合型リゾート研究会の中間報告及び国への提言につきましてでございます。

KANSAI 統合型リゾート研究会につきまして、7月31日に研究会を開催いたしまして中間報告を取りまとめていただいております。それを別紙1でつけさせていただきます。簡単に申し上げますと、研究会のほうでは、関西は一体的な地域に約2,000万の人口があり、影響の大きさはラスベガスやシンガポールの先例が参考にならないことも考慮すべきであるとした上で、IR施設というものがどうあるべきなのか、そして、IR施設の周辺でどのような環境整備を行っていくべきかということに分けてご議論をいただいております。

IR施設につきましては4ページ以降に記載をさせていただきますけれども、地域の特性や創意工夫を生かした多様なIRを実現するためにできる限り柔軟な基準とすべきであるとし、また、施設の立地が大都市のみにならないようにすべきであるというご意見をいただいております。

そして、懸念される問題といたしまして、4ページから5ページにかけてでございますけれども、依存症、青少年の健全育成、治安等への影響が挙げられ、依存症や青少年の問題では、年齢などの入場制限の規制や、国よりさらに厳しい規制を地方の実情に応じて導入できる制度とすることが予防の観点から望ましいとされております。

また、治安対策といたしましては、暴力団等反社会的勢力の排除や、マネーロンダリングの厳格な対応を国に求めることとしております。

5 ページ下段から 6 ページにかけましての I R 施設以外の環境整備につきましては、I R 施設を核といたしました観光連携をどう進めていくのかということを検討することを広域連合としても考えるべきであるとし、また、懸念される問題につきましては、依存症につきましては、I R の設置自治体だけでなく自治体の相談・治療体制強化への財政的支援、専門人材の育成の推進、青少年健全育成につきましては、カジノを含むギャンブル全般に関するリスク教育を学習指導要領に位置づけること、治安につきましては、都道府県警察及び管区警察局や入国管理局などの体制強化、都道府県警察官の一層の連携を図ることをすべきというご意見を伺っております。

最後に、7 ページですが、納付金の活用につきましては、観光DMOの活動への支援や文化振興などについても活用すべきであるというご意見を賜っております。

この中間報告を受けまして、別紙 2 のとおり国に対します提言案についても取りまとめをさせていただいております。I R の制度と I R 施設以外の環境整備に同じく分けて作成をいたしまして、ほぼ中間案の中身につきまして簡潔に記載をし、国に求めることを盛り込んだ形にしております。ご意見いただきまして、ご承認いただけましたら国の関係省庁に提示をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 今のご報告に対してご質疑なりご意見ございましたらお願いします。

すると、別紙 2 の国への提言も今の段階で行おうとすることですね。提言案の中に日付が書いてないけど、入れて提言するわけですね。報告書のほうにね、マネーロンダリングの危険についてが触れられてないんじゃないかって気がするんですが、触れられてましたか。ああ、マネーロンダリング、5 ページにありますね。失礼しました。はい、わかりました。

ほかにございますか。国に対する提言についてもよろしいですか。

それでは、中間報告を了とするとともに、今お諮りしております関係法案等に対する提言を関西広域連合として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、関西広域連合の規約の改正に関連する2つの課題につきましてご説明の上、ご理解を得たいと思います。事務局のほうから説明をしていただきます。お願いいたします。

○事務局 資格試験・免許課でございます。

広域連合規約の改正のうち、広域連合で取り組んでおります資格試験・免許等事務の拡充についてご説明させていただきます。資料2の3ページ目からになります。

広域連合では、関係する6府県が参加いたしまして、調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験の実施、免許の交付等事務を行っておりますが、この事務の拡充につきまして、昨年12月の広域連合委員会におきまして、府県が行っております毒物劇物取扱者試験及び医薬品販売に係る登録販売者試験、この2つの試験につきまして、平成31年度からの関西広域連合での実施を目標に課題解決に取り組む方針を決定したことを受けまして、関係府県と調整を行ってまいりました。

府県との調整の結果、資料の上段枠囲みに実施方針として記載のとおり、これら2つの資格試験を平成31年度から広域連合で実施することとし、広域連合の事務として新たに位置づけるため、今年度内に広域連合の規約の変更手続を行いまして、関係府県から広域連合への試験事務の移管と広域連合での試験実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

その下、拡充対象事務の概要についてご説明いたします。

まず、1、広域連合において新たに実施する事務につきましては、資料中のア、イに記載のとおり、ただいま申し上げました2つの試験事務を広域連合で実施いたします。

次に、2、実施府県につきましては、拡充する2つの試験事務の実施対象としては、現在の資格試験・免許等事務に参加する関係6府県となっております。なお、拡充対象の資格試験に係る6府県での昨年度の試験の実施状況につきましては、4ページの最後に参考に記載をさせていただいておりますが、各試験の受験者数につきましては、毒物劇物取扱者試験については、受験者数は6府県合計で2,140人、登録販売者試験につきましては同じく1万46人となっております。

また3ページに戻っていただきまして、次に広域連合における試験の実施方法についてですが、(1) 広域連合におきまして試験委員会の設置・運営、問題作成、試験の実施、合格者の決定、合格証の発行等の業務を行います。

(2) 実施時期につきましては、各試験ともそれぞれ年1回の実施を想定しております。

(3) 試験会場につきましては、各府県の現在の実施箇所数、府県ごとに1ないし2カ所を維持いたします。

(4) 受験手数料につきましては、関係府県の最低単価を基準といたしまして、今後、試験実施に必要な実費、経費の試算等の収支予測を行った上で、手数料の引き下げの可能性について検討を行ってまいります。

(5) 試験実施のための準備といたしまして、今後、試験の事務処理要領や関係規程の整備等を行うとともに、受験者等の周知・広報を行ってまいります。

次の4ページに年度ごとの試験準備のスケジュールを記載いたしております。今後、広域連合における試験実施方法の詳細につきまして検討を行いまして、31年度から広域連合において円滑に試験事務が実施できますよう関係府県とともに準備を進めてまいります。

説明は以上です。

○広域連合長（井戸敏三） この点についてご質疑なりがございましたらお願いします。

既に何度かご相談をしてきた事務の取り扱いの問題ですので、31年度から広域連合が試験実施できるように準備を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。準備費用などについても、予算の際と基金の設置の際にご議論いただいたところがございますので、ご承知おきください。

それでは、続きまして通訳案内士法の改正に伴います対応についてご説明をさせていただきます。

○事務局 通訳案内士法の改正に伴う規約改正についてでございます。

通訳案内士法が改正されまして、大きく3点の規約の改正をお願いしております。1つは、通訳案内士法の改正に伴いまして、外国人の旅行容易化法に規定する地域限定通訳案内士等が廃止されます。その点から、制度廃止に伴います地域限定通訳案内士の規定の廃止をお願いするものでございます。

あわせまして、通訳案内士法におきまして新たに創設されます地域通訳案内士につきましては、広域連合におきましても養成ができることとなりますので、広域連合として地域通訳案内士制度を養成できるための規定の整備をさせていただきたいものでございます。

あわせまして、通訳案内士法改正に伴います字句、条ずれの改正を行うものでございます。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） とりあえず規約で、広域連合として地域通訳案内士の養成ができるように規定を整備しますが、具体的な事業実施に当たっては、これからさらに検討させていただきたいと思っております。

ちなみに兵庫県は兵庫圏域の通訳案内士をつくっていくという方向で検討を進めております。きっと国全体の通訳案内士は国家試験になってますが、関西などについては関西一円の案内をする案内士が必要になると思われますので、そうすると広域連合が養成するということがベターなんではないか、こんなふうを考えております。ただ、

実施はきっと観光推進本部で実施していただくということになるのではないかと思います。

ほか、この点については何かご質疑等ございますか。

それでは、この2点につきまして、どう規約を改正するかにつきまして、新旧対照表がありますので新旧対照表でご確認だけしていただいたらありがたいと思います。

事務局お願いします。

○事務局 失礼します。7ページをお願いいたします。

項目1の(1)につきましては、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に係る現行の事務の規定の改正をいたします。枠内でございますが、第4条第3号のアでは、地域通訳案内士を広域連合の区域をその業務区域に含むものに限ると規定をいたします。これによりまして、広域連合の全区域を対象とする場合と連合の区域を超えた自治体との連携が可能となるものでございます。また、地域通訳案内士の育成計画や資格付与研修など所要の規定の改正を行います。

8ページをお願いいたします。(2)につきましては、平成31年度から毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験を実施いたしますことから、規約にこの2資格試験に関する事務を追加するものでございます。内容については枠内に記載のとおりです。

(3)につきましては、施行期日及び経過措置を附則に定めるものでございます。施行期日につきましては平成31年4月1日といたします。ただし、通訳案内士に関する改正の規定につきましては、改正法の施行日または総務大臣の許可のあった日のいずれか遅い日といたします。

さらに、2号ですが、新たな資格試験の実施に必要な準備行為につきましては、総務大臣の許可のあった日からといたします。

項目の2番目、今後のスケジュールにつきましては、本日の連合委員会で規約改正案をご決定いただけましたら、各府県市議会での議決を要請していきたいと考えております。

なお、9ページには提案理由、10ページには議案の内容、11ページ以降は新旧対照表を添付しております。よろしくお願いをいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 各構成メンバーの皆さんにこの規約の改正を要請させていただきますので、どうぞよろしく適切な取り扱いをお願いしたいと思います。

どうぞ、仁坂さん。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 質問なんですけど、規約改正案に全国通訳案内士に係る登録等に関する事務とありますが、この全国という言葉は何でここに入ってきたんですか。ただの質問です。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、事務局。

○事務局 まだ国の制度設計は固まっていませんが、現行の通訳案内士におきましても研修等スキルアップのための業務を今、行わせていただいております。そういう部分を引き続きできるのであれば、規定を置いておくことにしております。

○委員（山田啓二） 全国という言葉が入っているのは。

○事務局 今回の通訳案内士が全国通訳案内士という形に名称がまず変更されます。その中で、通訳案内士という現行の制度におきまして研修制度を実施してるという状況になります。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、次に進ませていただきます。3番目は、報告事項が始まります。まず最初に、万博の誘致活動につきまして濱田副委員のほうからお願いいたします。

○副委員（濱田省司） 大阪府でございます。

資料3をお願いいたします。万博の誘致活動に関しましてご報告を申し上げます。説明に入ります前に1点お礼を申し上げたいと思います。去る7月26日に万博議連の総会セミナーを大阪で開催いたしましたけども、仁坂知事をはじめまして各府県市から幹部の皆さんにご出席をいただきましてありがとうございました。おかげさまで盛大に開催ができて、この熱意を全国に発信できたというふうに思います。

本日のご報告、お願い事項でございますが、1点目が、構成府県市議会におきましても万博の応援決議をいただく方向でお願いをしたいということでございます。今後、熾烈な誘致競争を繰り広げる中では、地元での盛り上がり、これが日本全国に波及をしているということを示していくということが大事だと思います。既に広域連合として議決いただいておりますけれども、連合議会、あるいは構成府県市の議会でも万博誘致を決議いただけるということになりますれば、来年の秋の開催国決定に向けまして大きなアピールになりまして拍車がかかると思いますので、既に府議会サイドからもお願いしておりますけれども、ぜひ皆様にもこの点ご理解、ご支援をよろしくお願ひしたいというのが1点目でございます。

2点目が、官民で協力して立ち上げております万博誘致委員会の会員、法人・個人でございますが、会員の拡大についてでございます。これにつきまして、現状、大阪でもやっておりますけれども、ぜひ地元大阪、関西で重点的に会員の拡大をさせたいということでございます。経済団体には既に関経連のほうから呼びかけていただいておりますけれども、これは重複を恐れず行政サイドからも経済団体を中心に参加を呼びかけていくということが有効であるかと思っておりますので、この点もご協力をお願いできればと思います。ちなみに法人・個人とも会費につきましては無料ということになっておりますので、ぜひご協力をいただければと思います。

3点目、その他でございますが、ロゴマークを使いましたポスターとかチラシなどを皆様にはお渡しをいたしておりますけれども、各種のイベント等でこういったPRグッズの配布といった形で活用いただきますほか、B I Eの加盟国に、例えば姉妹提携等でご接触をいただく際には、ぜひ万博の誘致に関しましてもお力添えいただければというふうに思います。

以上、簡単でございますが、どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員（山田啓二） 誘致グッズか何かいただけるのですか。

○副委員（濱田省司） はい。お申し入れをいただければ準備をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員（山田啓二） 何か持っていくものがあるといいですよ。

○広域連合長（井戸敏三） ぬいぐるみは。

○副委員（濱田省司） まだそこまで至っておりませんが、ご意見も参考にさせていただきます。いろいろ検討したいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 個人の会員募集というのは、どの程度まで考えたらいいんでしょうかね。例えばね、連合婦人会みんな入れるとかね、老人会みんな入ってもらおうとかね、やり方によってはそういうやり方だってあるんですよ。だから、どこまでの範囲を考えられてるのか、例えばもう老人会だったら各個人じゃなくて老人会に入ってもらったらいいのか、連合婦人会だったら各単位の婦人会に入ってもらえばいいので個人はいいんだとかね、どうなんでしょうね。

○副委員（濱田省司） 優先順位としましては、まず経済界中心に、経済関係団体の方々にと考えておりますけれども、まず、職員がやらなきゃいかんだろうということで我々もやっておりますが、ホームページなんかで簡単にできますので、ぜひ個人にも広く呼びかけていただいとということかなとっておりますが、それに加えて、今、連合長からお話ありましたような各種の地域の団体まで広がっていけば一番これはありがたいなと思っております。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 入ると何かもらえたりしますか。

○広域連合長（井戸敏三） バッジぐらいくれる……。

○広域副連合長（仁坂吉伸） バッジ。それから、ご連絡というのはお手紙か何かでくれるんですか。

○副委員（濱田省司） このご時勢ですので、メールアドレスを登録いただきますと、いわゆるメルマガを配信させていただくというようなことはさせていただきますし、いろんな会合などのご案内もそれを通じてさせていただくようになります。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 紙はなしですね。

○副委員（瀨田省司） ない。

○広域連合長（井戸敏三） 郵便代が高いですね。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 高いもんね。下手に個人に入られたら大変です。

○委員（平井伸治） 瀨田副委員のほうのご意見に賛同するものですし、大阪が元気になることは関西が元気になること、日本がよくなることですので、ぜひ応援をさせていただきますと思います。

それで、議会に働きかけたり住民の皆様に関西に働きかけるに当たりまして、前回も全国知事会でパンフレットが配られてましたが、意図的なのかどうかよくわかりませんが、滋賀県とか但馬とか鳥取県は全部除いた形で関西を紹介していただいているわけでありまして、これ、早急に直していただきたいと。そうでないと、こっちも呼びかけようにも中でどうなってるんだということになってしまいますので、ぜひ修正して新しいものをつくっていただければと思います。

また、全国知事会には三日月知事と協力をしなして働きかけもさせていただきます。いろんな方面で私たちも海外で出会う機会がありますので、活用したいと思いますので、ぜひ速やかにそうしたパンフレット類つくっていただきたいと思います。

○副委員（瀨田省司） PRグッズの件も宿題を頂戴しておりますので、速やかに検討して対応を考えたいと思います。

○広域副連合長（仁坂吉伸） 北を入れる時に南を切らないでください。

○広域連合長（井戸敏三） 関西と中国、四国、円をぐっと書いたぐらいでね、三重も入れて福井も入れて、近畿知事会は三重も福井も入っているから。

○副委員（瀨田省司） 経済界ともよく相談をして、できるだけ幅広く、気持ちよくご参加いただけるようにということで考えたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、できるだけ9月議会で、少なくとも決議をしてもらうように我々からも働きかけをぜひしていただくようお願いしたいと思

ます。

あわせて県下の市町に対しても決議依頼を私どものほうからも行っていく必要があるのではないか、きっと近畿市長会とか近畿町村会とかというところからは依頼が行ってるんだと思いますけど、各府県のほうからもぜひ依頼をしていただきましたらありがたいと思います。

それでは、次に入らせていただきまして、職員の合同研修についてであります。ご報告です。

○事務局 広域連合職員の合同研修の開催についてですが、前回の委員会でも概略をご報告させていただきましたが、実施内容が固まりましたので改めて報告をさせていただきます。開催日時、場所は前回ご報告させていただいたとおりです。

研修の内容についてですが、関西広域連合の目指す姿をテーマに、井戸連合長と滋賀大学経済学部の北村先生による対談を行います。進行役は兵庫県広報専門員の清水さんをお願いをしております。休憩を挟みまして、「乱世を生きる」をテーマに、ひょうご震災記念21世紀研究機構の五百旗頭理事長からご講演をいただくこととしております。既に構成団体の職員の皆様にはご案内をさせていただいておりますので、ご参加のほどよろしく願いをいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 五百旗頭先生に講演をお願いすることが決まりましたので、ご報告をさせていただきました。

続きまして、分権改革に関する提案募集への対応についてです。事務局から願います。

○事務局 資料5をお願いいたします。

平成29年度の地方分権改革に関する提案募集についてですが、去る7月7日に地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議が開催されまして、提案についての検討区分が示されました。1の表に記載しておりますが、連合からの32の提案については、2つが内閣府と関係府省との間で調整を行うこととされ、30は支障事例が

具体的に示された場合に調整の対象とするとされました。

内閣府と関係府省との間で調整を行うこととされたものは、1つは広域連合の規約変更について、関係省庁との調整が終わっているものについては総務大臣の許可ではなく届け出とすることであり、もう一つは、路線バス、コミュニティーバスの事業経営や事業計画、運賃等の許認可について、府県内のものは府県に、府県をまたがるものは連合に移譲を求めるものです。

裏面をお願いいたします。今後のスケジュールですが、今月上旬には所管の府省からの1次回答があり、提案団体への意見照会がある予定ですので、構成団体、連合長と協議の上、回答の予定です。

別紙1は、連合から提案した32項目の一覧でございます。4ページと5ページは、連合と府県との共同提案の一覧でございます。

7ページをお願いいたします。この提案募集方式の見直しについてと、次の9ページの地方分権改革の新たな推進手法の提案について、この2点について、先月、内閣府の地方分権改革推進室の五味参事官へ要望といいますか政府提案をしてまいりました。五味参事官は、「いろいろなアイデアをいただいた。参考とさせていただく」ということのでございました。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） いかにも役人的対応を受けたという報告だったんですが、実を言うと、きのう知事会を代表して、私、分権委員会の交通部会のヒアリングに行っていました。国交省から関係審議官が来てましたけど、全くのらりくらりですね。

ただ、難しいのは、例えばコミュニティーバスなんかでね、地元で協議会を設けるんですね、あれで関係業界が反対するとコミュニティーバスが走れないんですけど、あれを余り無視すると、関係業界からするとやめたがってるところなんですね、路線バスとしては。だから、それを契機にぱっとやめる口実ができるというような面があ

るので、あの会議自身で円満に話をつけさせるというのが一番重要だと思っております。この間の知事会でも、そういう協議会を活用しようということを書かせていただいたんじゃないかと思います。

この問題というのは、本当に権限を全部よこしてもらわないと困るんですよね、一部の権限だけ、過疎地域のバスの運行などについての権限だけよこされても、過疎地域だけじゃ運行を維持できないわけですよね。だから、そうすると補助金を取られるだけになってしまうということになりかねませんので、権限をよこすというなら全部もらわなきゃいかん、一部の権限だったらかえってまずい。そういう中をうまく協議会で調整をしてるということでしょうから、協議会の運営をうまくやっていくということではないかなと思います。

私どもの洲本市からかなり強力な意見も出てたんですが、これはね、バス会社との関係が余りよくないからまずいので、もし但馬なんかの全但バスだったらのめないような話なんですよね。ですから、この辺は地域の状況によっていろいろあるので、協議会運営でしっかりやっていきたいなど、こういうふうに思って帰ってまいりました。

ただ、余りにもね、5分間でしゃべれと言うからね、失礼なんじゃないかと、我々を呼び出してね、ヒアリングをしてね、5分間で意見をまとめて言えなんて言われたって言えるはずがないじゃないですか、委員長、そう思いませんか、私、冒頭意見を申し上げておきました。

○委員（山田啓二） 結局、10分間ぐらいしゃべられたんですか。

○広域連合長（井戸敏三） そうです。ご報告をさせていただきます。

○委員（平井伸治） よろしいですか。

連合長おっしゃるとおりで、いろいろとこれから工夫していかなきゃいけないと思いますし、今の交通でしたら確かに協議会を活用するという前回の荒井知事のご意見、それもうなずけるところがありますので、いろいろ方策を生み出せばいいと思います。実は、大分事務局も変わってきて、内閣府は一生懸命担いで国土交通省とやる、ある

いは厚労省とやるというふうになってきています。

今、あともう一つ、知事会のほうでは従うべき基準をなくそうと、例えば大阪であれば、大阪市と吹田市、豊中市ぐらいしか面積要件の緩和が保育園についてできてないと、ほかにも22のところがまだそれができないもんですから待機児童を生んでしまっていると、こんなナンセンスなことをやめようということを今、知事会としても主張してますし、関西広域連合でも主張しているわけであります。

それで、上手に内閣府はある程度味方につけて、厚労省とかと事務局同士でもやらせたり、それから委員は、今度はこっち担いで向こうに行きますので、委員を今度は巻き込んでやっていくということで作戦はいいんじゃないかなと思うんですが、ちょうどきょう組閣で、どなたがなられるかまだ私もよくわからないんですけども、梶山さんがなるのかもしれませんが、そうした大臣とか、あるいは今、野田聖子大臣が総務大臣になられるというようなことがありますして、税財源の話もあります。関西広域連合としても、この際、早目にそうした内閣の方向づけをそれぞれ大臣がしていく際に、こういうようなやり方をやってもらいたいと、ここにもいろいろと要望は書いてありますけども、コアになること、肝になることを早目に新しい内閣発足に即して要請活動をするべきではないかなと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　ごもっともなご意見だと思いますので、コアになる、中心になるような項目についてできるだけ早く関係大臣のほうに要請をするようにしていきたいと思います。

私、まだ決まってないはずなんですけど、8日の日に上京するので、防災庁の話を、防災担当大臣のところへ行くかなというふうに思ってたんですが、ほかにも考えられるようなことがあればあわせて持っていくようにしたいと、連合の政府予算に対する要望というのもまとめてますから、あれを持っていけば全部説明する必要がありませんので、その中の主なものを説明するということが対応できるんじゃないかと思しますので、そういう意味で、今おっしゃったようなできるだけ早目の働きかけというこ

とをしていきたいと思ひます。これは各委員のほうもぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○広域連合長（井戸敏三）　　ぜひよろしくお願ひします。

それでは、続きまして関西防災・減災プランの見直しについてご報告を行わさせていただきます。事務局お願ひします。

○事務局　　関西防災・減災プランですが、平成24年度に策定をいたしまして、その後、災害対策基本法の改正、また昨年度の熊本地震や鳥取中部地震での被災地支援等の経験等がございますので、今年度、プランの見直しを行うこととしております。

見直しの視点といたしましては、災害対策基本法等の法令の改正に基づいた改正でございまして、避難所の運営支援等でございます。また、熊本地震等の支援の実績に基づいて支援チームの派遣とか災害対策調整会議の開催、また、3点目、内閣府が29年3月に受援体制に関するガイドラインをつくっておりますので、それとの整合性、さらに、昨年度、関西広域連合といたしまして作り直した緊急物資の円滑供給システム、こういうことなども記載をしていきます。さらに、プランを定期的に見直すということ、PDCAサイクルを具体的に位置づけたいというふうを考えておまして、このような観点から計画策定委員会を設けまして、今現在、中間案を取りまとめ中でございます。

6月20日第1回の委員会を開催いたしました。2ページに委員の名簿をつけておりますが、各構成府県からの推薦を受けまして委員会を設置しておまして、河田人と防災未来センター長を委員長として6月20日に第1回委員会を開催し、取りまとめを行っておるところでございます。

今後、8月下旬から中間案につきましてパブリックコメントを実施し、9月9日に防災常任委員会で説明をいたします。10月の広域連合委員会で報告をさせていただきます。11月の広域連合議会での議決をいただきたいと思います。お願ひいたします。

3ページにその概要をつけておりますが、5ページからは新旧対照表として、第1

回の委員会に事務局から提示をさせていただいた、先ほどの見直しの視点に基づく改正案についてご議論をいただいております。これにつきまして、今後、中間まとめをいたしましてパブリックコメント、そして審議をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 非常に簡単な説明をいたしましたけれども、作業をこれから進めさせていただいておりますので、きょう、こういう形でご説明しましたのは、来月の防災何委員会だったかな、事前説明をしようということがありまして、そして、その前にパブリックコメントをやろうということもありましたので、大体こんな内容でパブリックコメントをかけさせていただきますという点についてご了解をいただきたかったわけでございます。特にご質問等がございましたらお願いしたいと思います。ご意見等もございましたらお願いしたいと思います。できるだけアップ・トゥー・デートなプランに仕立て直していくというのは必要ですので、そのような作業をさせていただいてるということでご了解いただきたいと思います。

それと、一度、図上訓練でもいいから訓練しなきゃいけないんです、これ、プランはきちっとつくってるんですけども、受援と支援の、受援の図上訓練、支援の図上訓練でもやらせてもらわなきゃいけないかと思っていますので、それはまた別途お諮りをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、資料7の関西元気文化圏推進フォーラム「文化芸術の再発見」Ⅳの開催について、鳥居副委員からお願いいたします。

○副委員（鳥居 聡） 資料7を見ていただきまして、関西元気文化圏のフォーラムを、今年、神戸が開港150年ということになってございますので、それにあわせて神戸のほうでちょっと開催していただくことになりました。10月3日の日でございます。5に内容を書いてございますけれども、最初演奏があつて、次、第1部が玉岡かおるさんの講演ということになってございます。

第2部で、港都K O B E芸術祭というのをやっております、その作品を見てい

ただくんですが、次のページに港都K O B E 芸術祭のちょっと簡単なパンフレットをつけております。これ、アート観賞船という船に乗りまして、船の中から順番にそのアート作品を見て回ると、そういうふうなちょっと形になってございます。これを第2部として、この船に乗っていただいて回っていただくという形でさせていただこうというふうに思っておりますので、また皆様のご参加をお待ちしております。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） ことしは神戸港開港150年ですので、その記念事業としても取り組んでいただいておりますので、奮ってご参加いただければと思います。

それでは、続きまして、関西国際空港への直行便の話は一番最初に申し上げましたので省略させていただきまして、文化庁の本格移転につきまして山田委員のほうからご報告をお願いしたいと思います。

○委員（山田啓二） 資料9になります。

文化庁の本格移転につきまして、先日、文化庁の移転協議会を7月25日、朝7時10分からという時間に開催をしていただきまして、そこで文化庁の移転の内容の大枠が決定いたしましたので報告をさせていただきます。

一応組織体制につきましては、文化庁の本庁を京都に置くということで、ただ、国会対応、外交関係、関係省庁との連携調整等に係る政策と、それから東京で行うことが必要な団体対応の執行業務を除く全ての業務を京都で行うということで、大体全体の7割ぐらいを1つの前提にして、250人程度以上と見込むという形で決着をしております。

移転場所は私どもの警察本部の本館、ここを、京都府庁のすぐそばにあると申しますか、府庁の敷地内にあるのですけれども、今、新しい警察本部をつくっておりますので、そこがあきますので、そこに文化庁を移転すると、若干増築も要るのじゃないかなと思います。

そして、移転の時期は、いろいろやっぱり物理的な問題を考えますと、本当は東京

オリンピック・パラリンピックまでと思ったんですけれども、一応遅くともという形ですけど、平成33年度中を見込むという形になっているところでもあります。これから通常国会を目途に文科省の設置法の改正案等を整備いたしまして、そして平成30年度中に新しい組織体制を固めて、それから本格移転に向かっていくという形になろうかと思います。この間、地域文化創生本部の設立に当たりましても関西広域連合の各府県市には大変お世話になっているところでもありますけれども、引き続き新・文化庁につきましてもいろいろな面でご指導、またご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 完全移転が決まったということで大変我々も喜んでおります。準備はまだまだ大変かもしれませんが、どうぞよろしく進めていただきますようお願いしております。

続きまして、資料10で消費者庁の開設についてお願いしたいと思います。

○副委員（海野修司） 徳島県になります。資料10であります。

消費者庁及び国民生活センターの新オフィスである「消費者庁行政新未来創造オフィス」を7月24日に皆様のご協力のもとで開設をすることができました。本当にありがとうございます。県庁の10階ということで50名規模、構成県からは人の派遣をさせていただいておりまして、改めてお礼申し上げるところでございます。3年間の検証期間ということでございますので、全面移転に向けてこれからということでございますので、皆様方の引き続きのご支援のほどをよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

もう一つの国民生活センターのほうですが、研修については昨年度から既に実施をしているところでございますが、そのときには北は北海道、南は沖縄、全国から参加をしていただいたところであり、また、構成県の皆様のところから多数の研修受講をさせていただいたところございまして本当にありがとうございます。今年は関西、中・四国の研修会場として位置づけられているところございまして、引き続き関西

の皆様方のところから多くの受講者が来ることをお待ち申しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

資料の3ページになりますが、これ除幕式ということでございまして、こういった形で7月24日、予算委員会の日でございましたのでこういった形になりましたけれども、させていただいたところであります。ちなみに上のところが県庁10階の消費者庁の執務室でございまして、フリーアドレス制をとっております、毎日毎日くじを引いて自分の席を決めるといった形で、私どももそういった形で仕事をやろうとしてるんですが、そういった形で消費者庁の方々はされてるという状況でございます。

○副委員（海野修司） いや、いろんな人とコミュニケーションができるということらしいんですが、フリーアドレス制ということでやり始めているところでございまして、引き続き皆様方のご協力よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。何かお尋ねすることございますか。

じゃあ仁坂さんのほうから報告してください。

○広域副連合長（仁坂吉伸） ついでに言っとかないと。もうとっくの昔に決まってるのでお知らせだけなんですけども、和歌山県の統計利活用センターですね、総務省の統計利活用センターについては、来年の4月1日から実務のオープンがもう始まります。場所は和歌山市駅の横に新しく南海が建てたビルがあるんですけど、そこの1フロアに和歌山県の統計利活用推進センターというのがありましてね、それと一緒に入ることになってます。サポート部隊を和歌山県がつけたんですね。利活用センターが十数人でサポート部隊が常時は五、六人というぐらいの感じで発足いたします。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） それぞれ着実に推進を図っておられますが、機能がフ

ルに発揮できるようにお祈りをしたいと思います。

続きまして、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産国内推薦が決まりましたのでご報告をお願いしたいと思います。竹山委員、お願いします。

○委員（竹山修身） 私から、7月31日の月曜日に百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産の登録国内推薦候補に決定しましたので、お礼を兼ねてご報告をさせていただきます。

百舌鳥・古市古墳群につきましては、平成22年にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載され、翌23年から堺市、羽曳野市、藤井寺市の地元3市と大阪府による百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部を設置しまして、私も本部長として登録実現に向けて取り組みを進めてきました。平成25年に初めて推薦書の原案を国に提出して以来、三度にわたって悔しい思いをしてきました。この間、学術的検討や緩衝地帯の設定、景観の規制などさまざまな課題解決に取り組み、今回、四度目の挑戦で国内推薦を獲得することができました。皆様方のご支援に厚く感謝いたします。

今回、決定しました古墳群は、古墳時代の最盛期である4世紀後半から5世紀後半に築造されたもので、堺市の百舌鳥エリアの23基21件及び羽曳野市・藤井寺市の古市エリアの26基24件、合計49基45件の古です。今後は、来年のイコモスの現地調査を経て、平成31年夏ごろ、ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否が決定され、登録が実現すれば大阪府では初の世界文化遺産となります。

今回の決定で、今後、国の内外から多くの方々に古墳群をご覧に来ていただけることが予測されます。墳墓の静安と尊厳を守りながら、来訪者の方々をしっかりとお迎えできるよう、現在、古墳群周辺地域の整備を進めているところです。世界文化遺産登録が実現することにより、オール関西にとってまた1つ貴重な文化資源が誕生することになります。関西広域連合の皆様方におかれましても、登録に向けて今までにも増して応援、ご協力をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） ご報告ありがとうございました。これからユネスコの

審査が始まるわけですが、ぜひご理解が得られるようにご尽力を賜ればと思います。

それでは、続きまして関西広域連合の8月定例会ですが、8月24日木曜日の12時半から滋賀県の議会の議場をお借りしまして開催をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。8月24日、12時半開会でございます。

それからその次に、関西のスポーツ大会、スポーツイベントに関するリーフレットを取りまとめております。17年から18年にかけてのスポーツ大会を一覧にさせていただいております。漏れなどはないのではないかとと思いますが、ご参照いただきまして、19年のラグビーのワールドカップ、20年のオリンピック・パラリンピック、そして21年のワールドマスターズゲームズ関西につないでいきたいと考えておりますので、ご活用いただければと思います。

また、8月24日、議会に先立ちまして連合委員会も滋賀で開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日用意しております議題は以上でございますが、特にご発言がありましたらお願いいたします。

それでは、以上で83回関西広域連合委員会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局 それでは、引き続きまして記者会見を行いたいと思います。質問おありの記者の方、どうぞ。

○日本経済新聞記者 日本経済新聞の種田と申します。

I Rの法案に関する提言のところで伺いたいんですが、規制の強化などについて、特に取りまとめに当たって委員の方々からいろんなご意見とか議論とかあったんでしょうか。

○事務局 規制に関しての部分ですが、この報告書にも挙げておりますように、その規制という部分、例えば入場の規制とかそういう部分に関しましては委員さんの

ほうからいろんな意見をいただいております。

○日本経済新聞記者 提言をまとめる際に、知事や市長の皆さんから特に異論はなかったということですか。

○委員（山田啓二） これは各府県にお示しをして、基本的に全て了解を得ているところであります。余り大きな修正等はありませんでした。そのままいけました。

○日本経済新聞記者 余り議論になったところはないという理解でよろしいですか。

○委員（山田啓二） この提言について、そんなに変なことを書いているわけではありませんので、I Rについて、一番我々が気にしておりますのは、ラスベガスとかそういうところと違って、また、人口500万ちょっとのシンガポールや少ないマカオと違って、2,000万人圏内で非常に交通の便利な関西圏でありますので、やはり広域的な影響も考えながら対応していかなければならないということについては私どもも書かせていただいておりますとおり、そこがちょっと違うのかなというふうには思います。今後、そうした面も含めて、大阪府さんや大阪市さん、また和歌山県さんとも議論をしていかなければならないなと思っております。

○日本経済新聞記者 ありがとうございます。

○事務局 よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。それではこれで終了させていただきます。

閉会 午前11時57分